

# 令和5年度 全国中学校体育大会 第50回全日本中学校陸上競技選手権大会 災害等緊急対応要項

愛媛県実行委員会（陸上競技）

## 1 目的

令和5年度全国中学校体育大会開催時（陸上競技）における、自然災害・緊急事態（重大事故、食中毒及び感染症等）等（以下、災害等という。）が発生した場合の対応を具体的に示す。

また、災害等の発生に際しては、緊急対策本部は、関係者（主催者・愛媛県・松山市・実行委員会）と堅密な連携をとり、迅速且つ的確、適切に対応することを目的とする。

## 2 考え方

災害等や緊急事案が発生した場合、緊急対策本部は関係諸団体と連携し、大会参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害等の拡大防止に努める。

## 3 方法

- (1) 災害等発生の際は、愛媛県の事に関しては愛媛県実行委員会が連絡対応の窓口として対応する。
- (2) 災害等発生時は、関係諸機関の連携のもとに、報告・連絡・相談を基本に、対応対処する。
- (3) 予知・回避（予防）・対処・再発防止等、危機管理について万全を期する。

## 4 具体的対応の在り方

- (1) 緊急時連絡経路・担当者（別紙参照）
- (2) 情報収集

愛媛県実行委員会は、正確な情報を迅速に収集把握し、関係諸団体に連絡し、緊急対策本部を立ち上げ、具体的な対策を協議する。

- (3) 対策本部設置

愛媛県実行委員会は、緊急対策本部と協議し、早急に対策本部を立ち上げる。

### 【緊急対策本部】

- ・ 日本中体連……………担当理事、競技部長
- ・ 競技団体……………日本陸連派遣者、愛媛陸上競技協会担当者
- ・ 愛媛県中学校体育連盟……………会長、理事長、事務局
- ・ 愛媛県実行委員会……………会長、専門部長
- ・ 愛媛県教育委員会……………保健体育課、松山市教育委員会

- (4) 報告事項

次の内容を別紙様式により報告する。

- ①発生状況（被害状況）
- ②発生日時
- ③発生場所
- ④対象（人的・物的・気象状況等）
- ⑤初期対応状況等
- ⑥対策本部設置状況

- (5) 報道対応

報道対応に関しては、窓口の一本化を図る。愛媛県実行委員会事務局が対応する。統括責任者は、愛媛県実行委員会事務局長とする。その際、（公財）日本中体連及び愛媛県教育委員会・松山市教育委員会と連絡し、指示、指導のもとに対応する。

- (6) 発生状況別対応

- ① 自然災害への対応

ア 大規模な災害（地震、台風等）に関しては、愛媛県災害対策本部と連絡を図り、緊急対策本部が連絡をとりながら検討、対応する。

イ 競技実施に影響する状況時には、実施の有無（中断、中止等）等の判断は、（公財）日本中学校体育連盟・（公財）日本陸上競技連盟・愛媛県教育委員会・愛媛県実行委員会が協議し決定する。原則、参加選手・役員等の安全確保が困難な場合は、競技を中止する。

（a）協議、決定者

- ・（公財）日本中学校体育連盟・・・担当理事、競技部長
- ・陸上競技団体・・・・・・・・日本陸連派遣者、会長、専務理事
- ・愛媛県実行委員会・・・・・・・・会長、理事長、事務局長

（b）決定後の連絡

- ・愛媛県中学校体育連盟・・・・会長、理事長
- ・愛媛実行委員会・・・・・・・・会長、事務局長
- ・旅行業者・・・・・・・・担当者（宿泊先、宿泊輸送関係調整）
- ・競技会場・・・・・・・・（公財）愛媛県スポーツ振興財団

※愛媛県総合運動公園

ウ 一般的な荒天（強風、大雨、雷等）に関しては、防災メール等で注意報等の発令情報を受信し、参加校への情報提供を行うとともに、ドアや窓の施錠や固定、その他安全上必要と思われる措置を行う。

エ 大会の開催についての補足

原則として、期日の延長はしないものとし、8月25日（金）には日程を終了する。

オ 競技日程及び競技の方法について

状況に応じて、競技日程を変更したり、競技を中止したりする場合がある。変更、中止内容の詳細については、愛媛県実行委員会にて決定する。

② 傷病者（重大事故）等への対応

ア 傷病者の発生（心肺停止状況等含む）等に関しては、陸上競技本部の救護・医務係員は、医師及び看護師と共同して傷病者の応急処置にあたる。別紙「救護台帳（様式1）」に記録をとっておく。

傷病者の症状により医療機関への搬送が必要と認めた場合は、直ちに119番通報を行う。（AEDについては、設置を義務づける。）その際、競技会場担当医師は「受診依頼書（様式3）」に必要事項を記入し、傷病者（選手引率者）に診療依頼書を持参させる。なお、医務係は、傷病者の受診後の状況及び処置結果を陸上競技本部へ連絡する。

愛媛県実行委員会は、状況に応じて、警察等に緊急連絡を行うとともに、状況を正確に把握し、関係機関等に連絡、報告を行う。

イ 事故・事件による死亡、重傷等については、警察等への緊急連絡とともに、愛媛県実行委員会から関係機関等への報告、連絡を速やかに行う。また、競技会場においては、放送等の指示により、不必要的混乱を招かないように配慮し、安全を確保する。特に愛媛県教育委員会には詳細を確實に報告、連絡する。

③ 食中毒への対応

食中毒発生の時間・場所によるが、保健所、医療機関と連絡を取り、指示・指導を受けて対応する。

ア 宿泊先

- ・宿舎が対応と緊急措置を行う。  
(旅行業者と連携して、食事メニューの保存・保健所等への連絡を行う。)
- ・愛媛県実行委員会は、正確な情報の収集とともに、参加校への情報提供を行い、緊急時連絡経路に従い、速やかに報告・連絡を行う。
- ・報道については、愛媛県教育委員会と協議の上、対応を検討し進める。

イ 会場

- ・昼食（弁当）、売店等に疑いのある場合は、旅行業者、売店事業者、愛媛県実行委員会で対応を進める。医療機関への搬送等、被害者の処置を優先する。朝食が疑われる場合には、宿舎、旅行業者と連携を取り、対応を進める。他は上記アに準ずる。

#### ④ 感染症への対応

- ア 感染症の恐れがある大会参加者が発生した場合、陸上競技本部（大会時）は、「②重大事故等への対応」に沿って対応するとともに、愛媛県実行委員会に報告する。また、医療機関の指示を受け、同宿者等の参加者の状況を確認するとともに、感染拡大防止等の対応にあたる。
- イ 大会開催3ヶ月前から3週間前までに感染症の感染拡大により、特別置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合の中止等の判断は、全大会もしくは一部大会を問わず、（公財）日本中体連・（公財）日本陸上競技連盟・愛媛県教育委員会・愛媛県実行委員会で協議後に、（公財）日本中学校体育連盟理事会を招集し、決定する。
- ウ 3週間前から大会直前については、（公財）日本中体連会長（専務理事）・（公財）日本陸上競技連盟・愛媛県教育委員会・愛媛県実行委員会で協議し、決定する。
- エ 各都道府県選手団の参集が困難な場合（申し込み済み参加都道府県数の1/4以上）は、上記ウと同様に扱う。
- オ 報道関係については上記に準ずる。

#### ⑤ 弹道ミサイル発射への対応

- ・ 大会期間中に弾道ミサイルが日本の領土・領海へ落下した場合（一部分の落下も同様）は、愛媛県への影響の有無にかかわらず中止する。大会期間前であれば安全が確保できるまで大会は開催しない。
- ・ 大会開始時間より前にJアラートが発信された場合、大会を開始するかどうかの判断は「①自然災害」に沿って対応する。
- ・ 大会中にJアラートが発信された場合、直ちに会場内にいる人に「建物の中に入り、可能な限り窓ガラスから離れ、頭部を守る体勢をとること」を放送し、緊急対策本部で情報収集に努める。  
　テレビやインターネット等から領海外への落下が確認できたならば、「その時点で確認できている事実や今後とるべき行動」等について放送等で知らせ、その後、競技続行かどうかの判断は「①自然災害」に沿って対応する。なお、対応等については、その都度ホームページへ掲載する。